

ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書

第1章 総則

第1節 適用範囲

本委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、前橋市（以下「本市」という。）が実施する「ごみ処理広域化基本構想策定業務」に適用する。

第2節 業務の目的

本市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「5市町」という。）が計画しているごみ処理の広域化を検討するに当たり基本構想を策定するとともに、焼却施設及びリサイクルセンター（廃棄物の選別等を行うことにより、資源化を進めるための施設をいう。以下同じ。）の用地を選定するために、必要な事項を調査及び整理し、用地の比較評価を実施することを目的とする。

第3節 業務名

ごみ処理広域化基本構想策定業務

第4節 業務場所

5市町

第5節 委託期間

令和8年5月中旬頃から令和10年3月31日まで（債務負担行為）

第6節 業務の内容

第2章「特記仕様書」のとおり

第7節 法令等の遵守

本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守しなければならない。

第8節 秘密の保持及び中立性の確保

受託者は、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を確保しなければならない。

第 9 節 議事録及び報告

受託者は、本業務の実施に当たり、本市と綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行うものとする。また、受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出しなければならない。

第 10 節 関係官公署等との協議

受託者は、関係する官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められたときは、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

また、本市が官公署等との協議を必要とする場合、受託者は誠意をもって助言、資料作成等の支援を行わなければならない。

第 11 節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うが、現在、5市町が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。この場合において、貸与を受ける資料のリストを作成の上、貸与を受けた市町に提出し、業務の完了とともに全て返却するものとする。

第 12 節 立入りの制限

受託者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合は、本市に事前連絡の上、土地所有者等の許可を得なければならない。

第 13 節 技術者の通知

受託者は、本契約に係る業務の履行に際し、配置技術者として自社の社員（令和 8 年 3 月 3 日時点で 3 か月以上の雇用関係があるもの）で以下の要件を満たす技術者を配置すること。

なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

(1) 主任技術者

業務の技術上の管理を行う主任技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門－選択科目（①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）又は総合技術監理部門－選択科目（衛生工学一般及び①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けているもの）であること。

(2) 照査技術者

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、主任技術者に定める資格を有するものであること。

第 14 節 仕様書不適合の場合の修正義務

処理し、又は処理中の業務が仕様書に適合しない場合に、本市が修正を要求したときは、受託者はこれに従い、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第 15 節 業務内容の変更

本市が業務遂行上必要と判断した場合又は本市と受託者による協議による場合は、業務内容を変更することができる。

第 16 節 疑義の解決

受託者は、仕様書の内容について疑義のあるとき、若しくは本業務を履行中に疑義を生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、すみやかに本市と協議を行い、本市の意図を十分理解し、業務の履行に支障が生じないようにしなければならない。

第 17 節 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出すること。

ア 業務工程表

イ 業務実施計画書

ウ 主任技術者等指定（変更）通知書及び経歴書等（各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（令和 8 年 3 月 3 日時点で 3 か月以上の雇用関係があるもの）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し）

エ その他本市が指示する書類

(2) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出すること。

ア 業務完了報告書

イ 業務完了引渡書

ウ その他本市が指示する書類

第 18 節 成果品

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) ごみ処理広域化基本構想報告書（カラー） | 100部 |
| (2) ごみ処理広域化基本構想報告書（概要版、カラー） | 100部 |
| (3) 各種検討資料 | 1式 |
| (4) 上記原稿を収める電子媒体（CD-R） | 1式 |

第 19 節 検査及び引渡し

(1) 部分引渡し

受託者は、第 17 節(1)に掲げる業務工程表及び業務実施計画書について、本市と協議の上作成するとともに、各年度の業務完了後速やかに業務（一部）完了報告書及び検討成果報告書を本市に提出し、本市が定める検査員の検査を受けるものとする。

なお、令和 8 年度は、以下のスケジュール（案）を予定している。また、既済部分に係る一部の支払額については、各年度の予算の範囲内で、本市と受託者による協議の上、決定することとする。

スケジュール（案）

	令和 8 年度
基本構想	順次作業を進め全体の 4 割程度を予定。まとまった部分を素案としてまとめる。 ※用地選定は三次選定までの作業を予定 ※適地選定委員会は 4 回程度の実施を予定

(2) 引渡し

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を提出し、本市が定める検査員の検査を受けるものとする。

完了検査に合格後、本仕様書に定める成果品一式の納品をもって業務の引渡しとする。

第2章 特記仕様書

第1節 基本構想の目的及び位置付け並びに地域特性

- (1) 基本構想策定の目的及び位置付け
- (2) 5市町の地域特性整理

第2節 5市町のごみ処理の現状及び課題の整理

- (1) ごみ排出量
- (2) 資源化量
- (3) 最終処分量
- (4) 現状値と各種目標値との比較
- (5) 収集体制
- (6) ごみ処理のフロー
- (7) 焼却施設、リサイクルセンター、最終処分等の状況
- (8) 課題の抽出と整理

第3節 ごみの量及び質の長期的見通し

- (1) 将来人口の推計情報整理
- (2) 将来のごみ排出量の推計
- (3) 将来のごみ組成の見通し

第4節 ごみの減量及び資源化方策

- (1) 排出抑制方策
- (2) 資源化方策

第5節 国、県及び他市町村の一般廃棄物処理行政の動向、ごみ処理方法等の技術的動向等

- (1) 廃棄物に関する法律等の動向
- (2) 分別、収集運搬、中間処理及び最終処分に関する技術的動向
- (3) 廃棄物処理に関する脱炭素技術の動向及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組状況（メーカーヒアリング等による調査）
- (4) 他自治体におけるごみ処理方法の動向

第6節 広域処理の基本方針

5市町における広域処理の基本方針を整理する。

第7節 広域化施設（焼却施設、リサイクルセンター及び最終処分場）の基本的内容 （施設規模、処理方法等）

- (1) 目標年における処理量
- (2) 焼却施設の施設規模、処理方法等
- (3) エネルギー利用計画の検討（売電手法比較、電力供給先候補検討等）
- (4) リサイクルセンターの施設規模、処理方法等
- (5) 最終処分
- (6) 事業手法の概略検討

第8節 中継施設の検討

- (1) 5市町における中継施設の必要性
- (2) 中継施設の対象の整理
- (3) 中継施設の中継方法の概要整理

第9節 広域化による効果の検討

- (1) 比較対象ケースの整理
- (2) 比較検討項目の整理
- (3) 広域化を行う効果の整理

第10節 建設候補地の考え方及び選定方法

- (1) 建設候補地選定の考え方
- (2) 建設候補地選定方法についての整理

第11節 建設除外エリアの明確化及び一次選定（一次選定候補地の抽出）

土地利用規制等により清掃施設の建設を回避すべき除外エリアを設定するため、防災、自然環境保全、土地利用計画、生活環境保全その他の各方面の除外エリアを明確化し、建設可能区域図を作成する。なお、建設可能区域図は、人口重心から10km圏内程度とする。

第12節 二次選定（一次選定候補地の絞り込み）

一次選定候補地について客観的に評価ができる条件を設定し、二次選定候補地として市が実施する公募結果を含め10か所程度に絞り込むものとする。

二次選定候補地を対象とした現地調査を実施し、比較検討を行うための基礎データを収集するとともに、候補地の選定に使用する基本的な施設配置を整理し、施設配置図を作成する。

第 1 3 節 三次選定（二次選定候補地の順位付け）

二次選定候補地について土地利用面、インフラ整備面、周辺環境面、防災面、経済面等から評価の上、評価点を算出し、評価点が高い候補地を三次選定候補地として4～6か所程度選定する。

第 1 4 節 建設候補地の選定

三次選定候補地（4～6か所程度）について、総合的な評価を行い、最終建設候補地を選定する。

※最終建設候補地は、焼却施設及びリサイクルセンターの用地として、1～2か所を選定する。

第 1 5 節 施設整備協議会等運営支援

発注者が設置する施設整備協議会等の運営に際し、技術的かつ専門的な内容及び検討結果のとりまとめについて技術的支援を行うとともに、適地選定委員会に出席し、必要に応じ説明及び回答を行う。

(1) 会議資料の作成

施設整備協議会及び適地選定委員会が必要となる会議資料を作成する。

(2) 適地選定委員会への出席

6回程度（受託者から専門知識を有する者1人の出席）

委員から質問等があった場合は、必要に応じて技術的対応を図る。

第 1 6 節 ごみ処理広域化のスケジュール

ごみ処理広域化に必要な手続及び現施設からの移行を踏まえたスケジュールを作成する。

第 1 7 節 事業主体の検討

広域化に向けた事業主体、費用分担等について検討する。